

2005年12月22日

庄原市長 滝口季彦 様

日本共産党 市議会議員

松浦 昇

藤木邦明

谷口隆明

2006年度予算編成に対する要望書

1. 市民本位の市政への転換.....	2
2. 生活環境の整備.....	4
3. 児童福祉、健康対策等の充実.....	6
4. 教育の充実.....	8
5. 高齢者福祉の充実.....	10
6. 産業、経済対策の充実.....	11
7. 同和行政、同和教育行政の完全終結.....	13

1. 市民本位の市政への転換

- ① 「徹底した情報公開」「市民との対話」「市民の目線・弱者の視点でのとりくみ」「市民主体の市政実現」という公約を堅持されること。
- ② 地方財政を破綻に導く、まやかしの「三位一体改革」に反対されること。
政府に対し、地方財源の保障、大企業へのヨーロッパ並みの課税・社会保障費の負担、大資産家、高額所得者への応分の課税、定率減税の廃止・各種控除の縮小などによる庶民大増税の中止、不要・不急な大型公共事業の削減、米軍への思いやり予算の廃止、軍事費（自衛隊）の削減をつよく求めるとともに、その運動に市民とともにとりくまれること。
- ③ 地方債の償還利息を削減するため、政府系資金の繰上げ償還、低利借換え、償還期限の延長を認めさせるよう強力にとりくまれること。
- ④ 限られた財源のなかで、市民の福祉や教育の増進を図ることを基本とする財政運営に改められること。
そのために、投資的経費である普通建設事業について、その優先順位、事業規模などを抜本的に見直し、無理のない計画にされること。
- ⑤ 市庁舎の建設については、市民の意見を十分ふまえ、慎重に結論をだされるともに、仮に建設するとしてもできるだけ簡素で低廉、省エネ対策を徹底したものにされること。また、本庁業務の分散化はおこなわれないこと。
- ⑥ 総合福祉会館の新築は凍結し、ふれあいセンター、隣保館を増改築し、市民の自主的な交流、福祉・教育・文化活動のための総合福祉会館にされること。
- ⑦ 市長等の特別職の給与、退職手当を見直し大幅に削減されること。
- ⑧ 市長公用車も2000cc未満の車にされること。
- ⑨ 交際費を全て公開し、官々接待を一切やめられること。
- ⑩ 職員の給与の見直しについては、組合との交渉を尊重されるとともに「上厚下薄」の体系是正を基本におこなわれること。サービス残業を一掃されること。
- ⑪ 部長、支所長制の機能を十分発揮できるよう、その権限と職務、運営のあり方を見直されること。
支所機能を充実させるため、支所長、支所の課長による地域懇談会を集落単位で開催し、地域の要望、意見を市政に反映されること。
- ⑫ 公正、公平な人事に徹し、職員の意見や創意工夫を尊重し、民主的で効率的な仕事のあり方を追求されること。
市長をはじめとして、市民に対する対応を親切、ていねいにされること。
- ⑬ 市民の意見が市政に反映されるよう、市政懇談会のあり方を見直されること。

市からの報告は短時間とし、市民の意見を聞くことに重点をおかれること。
参加しやすい曜日・時間帯とし、開催地区を減らされないこと。
青年、女性、高齢者、保育所、小中学校の保護者など各階層別にも開催されること。出された意見を市政に生かす姿勢を貫かれること。

- ⑭ 市民の市政への参加を保障するため必要な行政情報は全て公開されること。
図書館、公民館などで、行政資料や議会資料を閲覧、コピーができるようにされること。
- ⑮ 地域審議会委員等の選任にあたっては、幅広い意見が反映されるよう委員数をできるだけ増やすとともに、同じ人の重複を避け、公募による委員を増やすなど公平性、透明性を確保されること。
- ⑯ 地域の特性を生かしたまちづくりをすすめられること。
- ⑰ 自治振興区への助成を充実されること。
- ⑱ 市民のさまざまな相談に対応する総合相談窓口の体制を強化し、市民相談活動を充実されること。
人権推進課は、市民生活課・育委員会の体制を充実して廃止されること。
これまでの人権相談員制度は廃止し市民相談員制度（ボランティアを含む）を新設されること。
- ⑲ 人権尊重のまちづくり計画は、過去の誤った「同和行政」「同和教育行政」の影響を色濃く残すものとなっており全面的に見直されること。
- ⑳ 人権教育、人権啓発をこれまでのような誤った「同和教育」「解放教育」に変質させないこと。
- 21 女性の地位向上と社会参加のため積極的にとりくまれること。
- 22 合併にともない、各種の公共料金を引き上げないこと。

2. 生活環境の整備

- ① 市の施設について一定年数毎に補修する基準を定め計画的に補修されること。
特に教育、福祉施設は早急に補修されること。
- ② 生活道舗装の助成の補助率を70%に引き上げられること。また、一定の距離を越える部分については補助率を90%にされること。
舗装が完了するまで補助制度を継続されること。
生活道を市道に編入し、順次整備する計画をたてられること。
- ③ 集落のない区間が長い市道については草刈委託作業路線にされること。
- ④ 除雪路線を見直し、通行困難な路線は全て除雪されること。
通学路などの歩道、除雪が必要な生活道も除雪されること。
- ⑤ 庄原赤十字病院前の市道の拡幅、歩道整備をすすめられること。
- ⑥ 三次市後山地区から水後小学校への通学児童の安全を確保するため、市道横畑高茂線（後山町～水後小）を早急に拡幅改良されること。
- ⑦ 庄原地域の市道宇留々木大塩線を早急に拡幅改良されること。
- ⑧ 西城町の小歌原地区の上にある採石場の指導監督を強化されること。
西城町五日市地区の碎石ダンプの早朝の時間規制、騒音、ほこり、交通安全指導を強化されること。
- ⑨ しょうばらゆめさくら入口の国道の交差点、庄原山内地区の喫茶店「多恋人」前の交差点、西城町の開明橋に信号機を早急に設置させるようとりくまれること。
- ⑩ 庄原中学校から上野池周辺に防犯灯を早急に増設されること。
- ⑪ 田園文化センターの駐車場と、その進入路に照明を増設されること。
- ⑫ 市街地の防犯灯を計画的に増設されること。
- ⑬ 周辺山間部の防犯灯を全額市費で順次設置されること。
- ⑭ 集落のない区間が長い通学路に緊急用の公衆電話を設置されること。
- ⑮ 西城町大屋地区に簡易水道の施設を早急にすすめられること。
- ⑯ 合併浄化槽設置に集落排水事業並の助成をされること。
- ⑰ 水洗トイレ改造資金融資の上限額を100万円に引き上げられること。
- ⑱ 新聞紙などの紙類、金属類、プラスチック類などの資源ゴミの分別回収を徹底、拡大し、焼却量を大幅に削減されること。
資源ゴミの販売代金を全額地域に還元し、ゴミ対策にとりくんでもらうこと。
各家庭に生ゴミ処理機等を貸与し堆肥化されること。
- ⑲ ゴミの有料化を再検討されること。
高齢者世帯の負担を軽減するため、10ℓのゴミ袋は格安にされること。

- ⑳ 山林や道路への産廃やゴミの不法投棄をなくすとりくみ、ゴミを日常的に拾うボランティア運動に積極的にとりくまれること。
- 21 各家庭の電話回線を利用できる放送設備（オフトーク通信システム）を全戸に設置されること。
ケーブルテレビ事業は当面凍結されること。
- 22 上野総合公園は、当面グラウンド整備までで凍結されること。
- 23 温水プール「水夢」周辺に児童公園をつくられること。
- 24 西城市営グラウンドにトイレを設置されること。
- 25 山内駅、高駅、小奴可駅、平子駅などのトイレの水洗化にとりくまれること。
- 26 市民が利用できる温泉スタンドを、美湯ハイツなどの協力を得て設置されること。
- 27 庄原市街地循環バスの利用者の実状をふまえ運行（バスの大きさを含む）を見直されること。
- 28 市民の安全を確保するため駐在所の存続にとりくまれること。

3. 児童福祉、健康対策等の充実

- ① 新年度からの出産医療の再開に全力をつくされること。
- ② へき地保育所の統廃合問題は、関係する保護者、地域住民との合意にもとづきその可否を決められること。
- ③ 保育所間の交流を充実されること。
- ④ 庄原保育所の過密状況を改善するため、2つの保育所に分割されること。
- ⑤ 園児の安全を確保するため、庄原保育所の3歳未満児を1階で保育できるよう早急に改善されること。
- ⑥ 西城保育所の施設の補修、年次計画による建替えをされること。
- ⑦ エンゼルプランの積極面を生かし、子育て支援策を充実されるとともに、保育事業の民間への管理代行計画を凍結されること。
三日市保育所の管理代行の成果と問題点を数年間にわたり詳細に調査し、明らかにされること。
- ⑧ 他市と比較して高い部分の保育料を引き下げられること。同時入所でも第2子の保育料は半額とし第3子以降は無料にされること。
- ⑨ クラス担任保育士を正規職員の保育士にされること。
- ⑩ 全ての保育所で延長保育時間を拡大されること。
- ⑪ 全ての保育所にエアコンをとりつけられること。
- ⑫ 0、1、2歳児保育を充実されるとともに、実留保育所でも2歳児保育を実施されること。
- ⑬ へき地保育所給食を小学校の春休み、冬休みも実施されること。
- ⑭ 保育所給食にも米飯を導入されること。
- ⑮ 保護者会活動に補助金を支給されること。
- ⑯ 乳幼児医療費助成の対象を10歳まで引き上げられること。
一部負担の導入はされないこと。
- ⑰ 3歳まで月1万円程度の育児助成金を支給されること。
育児休業をとりやすい環境をつくるため関係する事業所に積極的に働きかけられること。
- ⑱ 学童保育を希望に応じて拡充されること。
- ⑲ 幼児から高齢者までを対象とした食生活を含む総合的な健康教育、予防対策を充実されること。
- ⑳ 一般会計からの国保財政安定化支援事業繰入金を算定額の8割に戻されること。
国保会計繰越金、基金を活用し国民健康保険税を引き下げられるとともに、保

健事業を大幅に充実されること。

国保会計への国の補助金削減に反対し、国・県の負担の増額を求めるとともに、その運動に市民とともにとりくまれること。

- 21 国保税の申請減免の具体的基準を民生委員等に周知されるとともに広報などあらゆる機会をとおして市民に周知徹底されること。
- 22 国保の一部負担金の申請減免の具体的基準を明確にし早急に実施されること。
- 23 障害者支援費制度に対応する窓口体制を充実されること。また、応能負担にもどすよう政府につよく求めるとともに、その運動に市民とともにとりくまれること。
- 24 精神障害者に対する福祉対策、就労対策等を充実されること。
- 25 障害者プランについては関係者の意見をよく聞き作成されること。
- 26 盲導犬導入の助成枠を常に確保しておかれること。

4. 教育の充実

- ① 教育基本法に定める「教育の目的」を教育の基本にしっかり位置づけられること。
公教育の中立性をまもり運動団体の介入を許さない、社会運動を学校教育にもちこませない教育行政を確立されること。
- ② いじめや不登校の克服、基礎学力を身につける教育の充実にとりくまれること。
- ③ 校外学習やボランティア教育を充実されること。
- ④ 小学校の「適正配置」問題は地域の子育て、教育のあり方を左右する大切な問題であり関係する保護者、地域住民との合意にもとづきその可否を決められること。
- ⑤ 全ての児童、生徒に目がゆきとどくゆとりある（20名程度の）学級編成を庄原小学校、庄原中学校、東城小学校、東城中学校などで早急に実施されること。
- ⑥ 庄原中学校に養護教諭、カウンセラーを2名ずつ配置されること。
- ⑦ 保育所、幼稚園、小、中学校の教職員、保護者、教育委員会、福祉事務所などの代表による協議会を設置し連携を深められること。
- ⑧ 学校間交流、PTA活動、子ども会活動、文化活動、体育活動を積極的に支援されること。
PTA活動に対する補助金を早急に増額されること。
- ⑨ 現在の建築基準前に建築された保育所、学校等の耐震診断を直ちにおこない、補強工事、建替えなどを早急におこなわれること。
- ⑩ 庄原小学校の外壁塗装を吹き替え、耐震対策を早急におこなわれること。
- ⑪ 水後小学校の屋内運動場の床を早急に板張りにされること。
- ⑫ 庄原中学校校舎の外壁塗装を吹き替え、耐震診断にもとづき早急に建替に着手されること。
庄原中学校に調理場、ランチルームを建設し給食を実施されること。
- ⑬ 西城中学校の給食を早急に実施されること。
- ⑭ 給食の質の低下につながる株式会社等への委託を中断されること。
庄原、東小学校の共同調理場方式での建設を凍結されること。
東小学校の調理室の屋根を早急に葺き替えられること。
庄原、東小学校の調理室のリニューアルを早急におこなわれること。
- ⑮ 学校給食を調理場毎の献立とし、農協、生産者と提携し地場の農産物の導入に積極的にとりくまれること。

- ⑯ 教室、職員室、保健室、図書室にクーラーを設置されること
- ⑰ 学校の消耗品費を増額されること。
- ⑱ 庄原公民館の各部屋に補助暖房としてファンストーブを設置されること。
談話室の照明を早急に改善されること。
- ⑲ 日の丸、君が代、年号などを市民や子どもたちに強制されないこと。
- ⑳ 全ての低所得者世帯を対象とした奨学金制度を充実されること。
- 21 東城高校、西城紫水高校、格致高高野分校の存続に全力でとりくまれること。

5. 高齢者福祉の充実

- ① 介護保険制度の改善にとりくまれるとともに、これまでの高齢者福祉の水準を後退させないようとりくまれること。
- ② 低所得者世帯（特に第1段階、第2段階、第3段階）に対する介護保険料、利用料、居住費、食費の減免措置を拡充されること。
所得段階を8段階程度に増やすよう見直されること。
- ③ 介護保険料が安かった東城地域については激変緩和の経過措置を継続されること。
- ④ 特別養護老人ホームの増床などの基盤整備に全力でとりくまれること。
- ⑤ 介護保険対象外の高齢者に対するものを含めホームヘルプ事業、ショートステイ事業、デイサービス事業、デイホーム事業、給食配送サービス事業を充実するため積極的に助成されること。
- ⑥ 介護保険対象外の高齢者に訪問看護サービス事業を実施されること。
- ⑦ 在宅寝たきり（高齢者以外も含む）介護者に月1万円の介護手当を支給されること。
支給対象を住民税非課税世帯のみに狭めないこと。
- ⑧ 各地域のふれあい給食を充実するため助成を増額されること。
- ⑨ シルバー人材センターへの助成や生きがい対策を充実されること。
- ⑩ 介護保険の要介護認定者が障害者控除、障害者特別控除を受けられるよう積極的に対応されること。
- ⑪ 老人医療費の低所得者の減額制度がもれなく適用されるよう医療機関、民生委員等への制度の周知徹底、手続きへの協力をつよく要請されること。
- ⑫ 敬老会をおこなう小学校の屋内運動場のトイレを手すり付の洋式トイレに改善されること。
- ⑬ 1人暮らし相談員の巡回回数を2週間に1回程度から週1回程度に増やされること。

6. 産業、経済対策の充実

- ① コメの輸入と減反を押しつけ政府の責任を放棄する「米政策」や株式会社の農地取得を野放しにする「農地制度の見直し」をやめさせる運動、WTO協定を改定させる運動、生産者米価を保障させる運動に全力でとりくまれること。
- ② アメリカなどからの牛肉輸入については、日本なみのBSE対策を確立してからにするよう政府に求められるとともに、その運動に市民とともにとりくまれること。
- ③ 畜産農家への支援を充実されること。
- ④ 直接支払制度を継続、改善させるとともに、複雑な申請手続に対する援助をつよめ、全ての対象地域で交付金を受けられるようとりくまれること。
- ⑤ しょうばらゆめさくらなどの類似施設の経営状況を詳しく点検し、成果と問題点を明らかにされること。
しょうばらゆめさらなどの朝市への出荷手数料を助成されること。
- ⑥ 条件不利地の利用権設定に助成金を支給されること。
- ⑦ 営農集団の農機具導入（更新を含む）に補助金を支給されること。
- ⑧ 営農集団の管理、経理事務従事者に助成金を支給されること。
- ⑨ 畜産と稲作の相互振興をはかるため有機農業に対する助成を充実されること。
- ⑩ 市内の飲食店、病院、老人福祉施設等で庄原産の1等米や野菜等の食材を使用してもらうなど地産地消に積極的にとりくまれること。
- ⑪ イノシシの駆除対策を充実されること。捕獲報償金を増額されること。
クマ対策を充実されること。
- ⑫ 特産品開発の自発的なとりくみを奨励し思いきった助成をおこなわれること。
- ⑬ 中小企業融資の借換えを認められるとともに1%の利子補給をおこなわれること。
- ⑭ 無担保・無保証人で限度額300万円の中小企業特別融資制度を創設されること。
- ⑮ 商工関係者、市街地区関係者の意見をよく聞き、商工対策、商店街対策を確立されること。
- ⑯ 帝釈峡の遊歩道を早急に復旧されること。
- ⑰ 若者定住を促進するため事業所関係者や若者参加の協議会を設置するなど労働行政を充実し、労働時間の短縮をはじめとする労働条件の改善と魅力ある働き場所の確保にとりくまれること。
- ⑱ Iターン、Uターン、新規就職、新規就農助成金を復活されること。
- ⑲ 建設工事等の入札にあたり、談合を防ぐとともに適正な競争を促すため、予

定価格の事前公表、入札経過の事後公表、これらに関する啓発などを広報しようばらでおこなわれること。

- ⑳ 建設工事等の入札は条件つき（地元の業者でできるものは、地元の業者によるなど）一般競争入札を原則とすること。
ランク制等を見直し地元の小規模業者への発注率を引き上げられること。
- 21 指名競争入札をおこなう場合は、入札当日に入札参加業者を抽選で必要数にしばることを条件に少し多めの業者を指名する仕組みを導入されること。
- 22 市発注の建設工事等について下請けをおこなう場合、地元業者との優先交渉、適正な価格での下請契約を契約約款で元請業者に義務づけられること。
1次下請けから末端までの下請契約金額等を厳正にチェックし、元請け下請け関係の改善のため行政指導をつよめられること。
- 23 市発注の建設工事について瑕疵担保特約の期間は、これまでの事故などの実態をふまえ、少なくとも民法の定める期間（5年）を下回らないよう改められること。
- 24 小規模の修繕等については一定の基準を定め地元の小規模業者に優先発注されること。
- 25 文具、事務用品、備品などについても地元の各業者からまんべんなく購入されること。
- 26 林業関係事業への支援や助成を充実されること。
- 27 今後は地元産の木材の使用を基本とした学校、保育所等の建設にとりくまれること。
- 28 地元産の木材の使用を基本とした住宅建設に助成金を支給されること。
- 29 市内業者への発注による住宅などのリフォームに上限10万円の助成金制度を創設されること。

7. 同和行政、同和教育行政の完全終結

- ① 同和行政を完全に終結し一般行政に完全に移行されること。同時に一般行政の水準を引き上げられること。
- ② 同和住宅資金について返済能力がありながら返済されない者については法的措置をとられること。
- ③ 各地区にある教育集会所の所有権と管理を地元に移管されること。
- ④ 各地区にある給水施設の所有権と管理を地元に移管されること。
- ⑤ 共同墓地の所有権と管理を地元に移管されること。